

証券コード 6920
2023年9月5日

株主各位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目10番地1

レーザーテック株式会社

代表取締役社長執行役員 岡林 理

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5・6ページのご案内に従って、2023年9月26日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日時 2023年9月27日（水曜日）午後2時（受付開始：午後1時）
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地
新横浜プリンスホテル 3階 ノクターン
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第61期（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役賞与支給の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件 |

以 上

◎株主の皆さまへのお土産の配布および株主懇親会等は予定しておりません。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会資料の電子提供措置について

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.lasertec.co.jp/ir/stock/session.html>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6920/teiiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにてご覧いただく場合は、銘柄名（会社名）に「レーザーテック」、または証券コード「6920」にて検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択して、ご確認ください。

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、本書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」したがって、本書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによるライブ配信についてのご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1. 配信日時

2023年9月27日（水曜日）午後2時から株主総会終了時刻まで

※ライブ配信画面へは開始時間30分前の午後1時半頃よりアクセスが可能。

2. ご視聴方法

パソコンまたはスマートフォン等で以下のライブ配信用ウェブサイトアクセスし、ログインIDおよびパスワードをご入力ください。

●ライブ配信用ウェブサイトURL

<https://6920.ksoukai.jp>

●ログインID

議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」（9桁の半角数字）

●パスワード

2023年6月30日（基準日）時点における株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（ハイフンを除く7桁の半角数字）

※パスワードは、議決権行使書用紙に記載の郵便番号と異なる場合がございます。

（2023年6月末の基準日以降の住所変更や、議決権行使書用紙送付先をご指定いただいている場合等の情報は反映されておりませんので、恐れ入りますが、基準日時点の株主さまご本人のご登録郵便番号をご入力ください。日本国内非居住者の方につきましては、常任代理人のご指定がある場合は、当該代理人の郵便番号をご入力ください。）

<ライブ配信への接続や操作に関する株主総会当日のお問い合わせ先>

株式会社ブイキューブ TEL 03-6833-6885

（受付時間：株主総会当日午前9時～株主総会終了時刻）

3. ご留意事項

- ・ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主さまに認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネットによる参加により行うことはできません。
- ・天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性がございます。配信の可否・状況等につきましては、随時当社ウェブサイト等によりご案内させていただきます。
- ・ライブ配信視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。ライブ配信の撮影・録画・録音・保存やSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ・ご使用の端末（機種・性能等）やインターネットの接続環境（回線状況・接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであ

かじめご了承ください。

- ・当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってインターネットによるライブ配信のご視聴者が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

4. 株主総会へご出席される株主さまへのご案内

当日の会場撮影は、ご出席株主さまのプライバシーに配慮いたしますが、やむを得ずご出席株主さまが映り込む場合がございます。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。また、ご出席株主さまのご発言も音声として配信されますので、個人情報等にご注意くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる事前質問受付のご案内

以下のとおり、本株主総会の目的事項に関する事前のご質問を議決権の「スマート行使」後のアンケートで受け付けます。

1. 受付期間

本招集ご通知到着時～2023年9月20日(水曜日)

2. ご質問方法

6ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」の「スマート行使」で議決権を行使いただいた後に、株主の皆さまの事前質問をお受けするアンケートがございます。画面の案内に沿ってご入力ください。

3. ご留意点

いただきましたご質問のうち、株主の皆さまのご関心が特に高い事項につきましては、株主総会当日にご回答するか、もしくは株主総会終了後に当社下記ウェブサイト(※)に回答を掲載いたします。なお、全てのご回答をお約束するものではなく、また、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

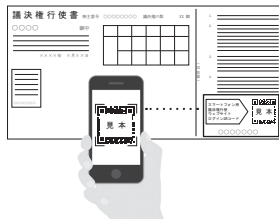
(※) <https://www.lasertec.co.jp/>

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

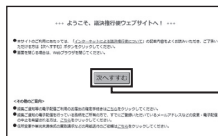
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

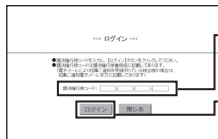
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、地政学リスクの高まり等による資源・エネルギー価格の高騰とインフレ、欧米を中心とした急激な政策金利の引き上げと為替変動に見舞われました。2023年に入ると米国の金融不安が発生し、年度を通じて景気が緩やかに減速する傾向が見られました。

当社グループの主要販売先である半導体業界では、コロナ禍で急拡大したスマートフォンやパソコン向け半導体需要の反動減に伴い、サプライチェーン全体において在庫調整の動きが急速に広がりました。最先端のEUV（極端紫外線）リソグラフィを用いた半導体製造能力の増強や次世代製造工程の開発に係る投資などは一定の水準で継続されたものの、メモリデバイスメーカーは大幅な投資抑制に踏み切り、ロジックデバイスメーカーにおいても設備投資の見直しや先送りが顕著になりました。一方で、今後も半導体需要は拡大を続ける見通しで、より高性能・低消費電力な半導体の開発も進められています。さらに、高まる地政学リスクに対応するため、世界各地における半導体工場の新設・増設の計画が推進されており、半導体関連装置市場は中長期的成長を続ける見込まれております。

このような状況下、当社グループの連結売上高は1,528億32百万円（前年同期比69.1%増加）となりました。

品目別に見ますと、半導体関連装置が1,307億30百万円（前年同期比72.1%増加）、その他が31億79百万円（前年同期比60.3%増加）、サービスが189億22百万円（前年同期比52.3%増加）となりました。

連結損益につきましては、営業利益が622億87百万円（前年同期比91.7%増加）、経常利益が636億68百万円（前年同期比89.6%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益が461億64百万円（前年同期比85.8%増加）となりました。

なお、品目別連結売上高の状況は次のとおりであります。

区 分		第60期		第61期(当連結会計年度)		増減(△)率
		(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)		(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)		
		金 額	構成比	金 額	構成比	
製 品	半 導 体 関 連 装 置	(百万円) 75,971	(%) 84.1	(百万円) 130,730	(%) 85.5	(%) 72.1
	そ の 他	1,983	2.2	3,179	2.1	60.3
	小 計	77,954	86.3	133,909	87.6	71.8
サ ー ビ ス		12,423	13.7	18,922	12.4	52.3
合 計		90,378	100.0	152,832	100.0	69.1

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資金額は210億72百万円であります。その主なものは、当社の新研究開発拠点の取得及びクリーンルームの増設によるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは3ヶ年の中期経営計画（注）を推進しており、2023年6月期はフェーズ3⁺の2年目でした。フェーズ3⁺の期間には、最先端半導体の重要性がますます高まり、HPC（ハイパフォーマンス・コンピューティング）、5G（第5世代移動通信システム）、AI（人工知能）、IoT（様々なものがインターネットにつながる）、ADAS（先進運転支援システム）などの技術革新の普及が進むと予想されています。かかる状況下で中長期的に成長機会を最大限に捉えるために、前フェーズ3から取り組んでいる施策を更に強力に推進し、経営基盤の強化に注力してまいります。

① 経営基盤の強化

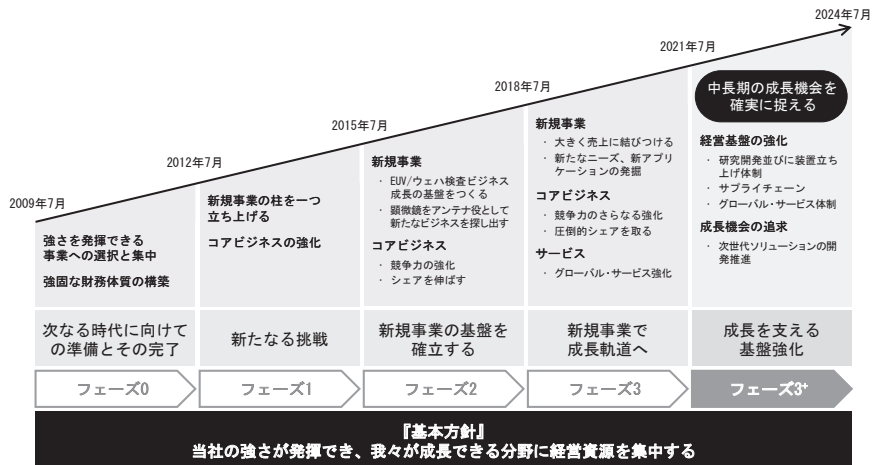
お客さまのご要望に応えるため、事業全般の体制強化に取り組みます。

- ・世の中にない価値、最先端のソリューションを提供するための、研究開発並びに装置立ち上げ体制の強化
- ・各製品需要を満たすための、サプライチェーンの強化
- ・納品後に当社製品を安心してお使いいただくための、グローバル・サービス体制の強化

② 成長機会の追求

将来を見据えたお客さまのご要望にお応えして、次世代ソリューションの開発を推進します。中長期で持続的な成長を実現するために、当社が強みを発揮して貢献できるアプリケーションを探求し、新たな価値を創造し続ける企業を目指してまいります。

(注) 中期経営計画（合計15年）



(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 58 期	第 59 期	第 60 期	第 61 期
	(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	(当連結会計年度) (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
売 上 高	42,572	70,248	90,378	152,832
経 常 利 益	15,115	26,438	33,582	63,668
親会社株主に帰属 する当期純利益	10,823	19,250	24,850	46,164
1株当たり当期純利益	120円02銭	213円47銭	275円57銭	511円89銭
総 資 産	81,794	118,725	178,629	271,574
純 資 産	39,175	55,188	72,747	109,142
1株当たり純資産額	434円19銭	611円76銭	806円45銭	1,209円99銭

(注) 1. 第58期の業績につきましては、半導体関連装置及びサービスの売上が増加し、増収増益となりました。

第59期の業績につきましては、全ての製品区分で売上が増加し、増収増益となりました。

第60期の業績につきましては、半導体関連装置及びサービスの売上が増加し、増収増益となりました。

第61期の業績につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

2. 当社は、2019年11月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第58期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 第61期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、第58期から第60期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 58 期	第 59 期	第 60 期	第 61 期
	(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)
売 上 高	40,319	67,080	82,016	145,947
経 常 利 益	14,833	25,004	29,592	62,098
当 期 純 利 益	10,843	18,487	22,113	45,343
1株当たり当期純利益	120円25銭	205円01銭	245円22銭	502円79銭
総 資 産	79,333	115,318	167,749	261,429
純 資 産	37,271	52,522	66,176	101,489
1株当たり純資産額	413円07銭	582円20銭	733円58銭	1,125円13銭

(注) 1. 第58期の業績につきましては、半導体関連装置及びサービスの売上が増加し、増収増益となりました。

第59期の業績につきましては、全ての製品区分で売上が増加し、増収増益となりました。

第60期の業績につきましては、半導体関連装置及びサービスの売上が増加し、増収増益となりました。

第61期の業績につきましては、全ての製品区分で売上が増加し、増収増益となりました。

2. 当社は、2019年11月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第58期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 第61期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、第58期から第60期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Lasertec U.S.A., Inc.	400千米ドル	100%	当社製品の販売及びアフターサービス
Lasertec Korea Corp.	300百万ウォン	100%	当社製品の販売支援及びアフターサービス
Lasertec Taiwan, Inc.	23百万台湾ドル	100%	当社製品の販売支援及びアフターサービス
Lasertec China Co., Ltd.	999千米ドル	100% (100%)	当社製品のアフターサービス
Lasertec Singapore Pte. Ltd.	100千シンガポールドル	100%	当社製品のアフターサービス

(注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 当連結会計年度より重要性が増したため、Lasertec Singapore Pte. Ltd.を重要な子会社を含めております。

(7) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

当社グループは半導体関連装置を中心に、エネルギー・環境関連製品、FPD関連装置、レーザー顕微鏡等の設計、製造、販売並びにこれらに係るサービスを事業として行っております。なお、当社製品の主要品目は次のとおりであります。

① 半導体

マスク関連 (EUV)

- ・アクティニックEUVパターンマスク欠陥検査装置
- ・EUVマスクブランクス欠陥検査/レビュー装置
- ・マスク検査装置
- ・マスクブランクス欠陥検査/レビュー装置
- ・EUVマスク裏面検査/クリーニング装置
- ・マスクエッジ検査装置

マスク関連 (DUV)

- ・マスク欠陥検査装置
- ・マスクブランクス欠陥検査/レビュー装置
- ・位相差/透過率測定装置
- ・位相シフト量測定装置

ウェハ関連

- ・SiCウェハ欠陥検査/レビュー装置
- ・GaNウェハ欠陥検査/レビュー装置

- ・高感度内部欠陥検査／レビュー装置
- ・多波長ウェハ検査装置
- ・高感度ウェハエッジ検査装置
- ・ウェハエッジ検査装置
- ・TSV裏面研磨プロセス測定装置
- ・ウェハバンプ検査測定装置
- ・ウェハ欠陥検査／レビュー装置

② FPD

マスク関連 (FPD)

- ・FPDフォトマスク欠陥検査装置
- ・ペリクル検査／貼り付けシステム
- ・FPDマスクブランクス欠陥検査装置

③ 顕微鏡

レーザー顕微鏡

- ・レーザーマイクロスコープ
- ・コンフォーカル顕微鏡自動検査／レビュー装置

リチウムイオン電池関連

- ・電気化学反応可視化コンフォーカルシステム

(8) 主要な事業所 (2023年6月30日現在)

本 社 (神奈川県横浜市)
Lasertec U.S.A., Inc. (米国カリフォルニア州サンタクララ市)
Lasertec Korea Corp. (韓国京畿道華城市)
Lasertec Taiwan, Inc. (台湾新竹県竹北市)
Lasertec China Co., Ltd. (中国上海市)
Lasertec Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)

(9) 従業員の状況 (2023年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
859名	197名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
425名	51名増	40.3歳	8.6年

(注) 従業員数には、出向者は含まれておりません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 256,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 94,286,400株
うち、自己株式の数 4,102,594株
- (3) 株主数 53,611名
(前期末比 10,090名増)

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,663千株	14.04%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,567千株	5.06%
内山洋	3,855千株	4.27%
内山秀	3,466千株	3.84%
株式会社三菱UFJ銀行	3,008千株	3.33%
前田せつ子	2,999千株	3.32%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,220千株	2.46%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,702千株	1.88%
STATE STREET BANKWEST CLIENT - TREATY 505234	1,551千株	1.71%
UCHIYAMA HOLDINGS株式会社	1,495千株	1.65%

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,102千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 持株数・持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2021年9月28日開催の第59期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2022年9月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年10月25日付で取締役（社外取締役を除く）3名に対し自己株式3,141株の処分を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年6月30日現在）

2007年3月9日開催の取締役会決議による新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ① 新株予約権の発行日 2007年3月26日
 ② 新株予約権の数 70個
 ③ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式56,000株
 （新株予約権1個につき800株）
 ④ 新株予約権の払込金額 新株予約権1個当たり226,300円
 （株式1株当たり282.88円）
 ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 株式1株当たり1円
 ⑥ 新株予約権の行使期間 2007年3月27日～2027年3月26日
 ⑦ 新株予約権の主な行使条件
 ・ 権利行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失した後5年間に限り行使できる。
 ⑧ 当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	70 個	56,000 株	2 名

（注）2013年7月1日付にて実施した株式分割、2017年4月1日付にて実施した株式分割及び2020年1月1日付にて実施した株式分割（いずれも1株を2株に分割）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会長執行役員	楠 瀬 治 彦	(担当) 技術本部、人事総務部、先端開発室、生産管理部 (重要な兼職) Lasertec U.S.A., Inc. 取締役 Lasertec Korea Corp. 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事 Lasertec China Co., Ltd. 董事 Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役
代 表 取 締 役 社長執行役員	岡 林 理	(担当) 監査室、安全保障企画室、品質保証室 (重要な兼職) Lasertec U.S.A., Inc. 取締役 Lasertec Korea Corp. 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事 Lasertec China Co., Ltd. 董事 Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役
取 締 役 専務執行役員	森 泉 幸 一	(担当) 営業本部、第2ソリューションセールス部 営業業務室 (重要な兼職) Lasertec Taiwan, Inc. 董事長 Lasertec China Co., Ltd. 董事長 Lasertec Korea Corp. 理事
取 締 役	三 原 康 司	早稲田大学理工学術院教授
取 締 役	上 出 邦 郎	日本電子株式会社顧問(半導体関連) 兼 捷歐股份有限公司(台湾)顧問
取 締 役	岩 田 宜 子	S M C株式会社 社外取締役 ジェイ・ユース・アイアール株式会社 取締役会長
常 勤 監 査 役	浅 見 公 一	
監 査 役	石 黒 美 幸	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ベネッセホールディングス 社外監査役 野村ホールディングス株式会社 社外監査役
監 査 役	出 雲 栄 一	出雲公認会計士事務所代表 公認会計士 株式会社ベネッセホールディングス 社外監査役 鳥居薬品株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役の三原康司氏、上出邦郎氏及び岩田宜子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の石黒美幸氏及び出雲栄一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石黒美幸氏は、弁護士の資格を有しており、法律の見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役出雲栄一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2022年9月28日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって、内山秀氏、関寛和氏、海老原稔氏及び下山隆之氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
6. 当社は、社外取締役の三原康司氏、上出邦郎氏及び岩田宜子氏並びに社外監査役の石黒美幸氏及び出雲栄一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年7月26日開催の取締役会において、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向けてコーポレートガバナンスの強化を図るため取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。その後、2022年9月28日開催の取締役会において、執行役員制度に対応した一部改訂の決議をしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的な報酬は、固定報酬である月額報酬と、業績連動報酬である賞与、株式報酬で構成されており、それぞれ独立した基準で決定する。なお、当社の取締役が執行役員を兼ねる場合、本基本方針の報酬には執行役員としての報酬を含むものとする。

社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬のみとする。

(b) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、社会情勢や当社の事業環境、同業他社の水準等を考慮の上、役位、職責に応じて決定するものとする。役位、職責の違いによる支給割合については、当社の事業特性及び同業他社の支給割合等を勘案し決定する。

(c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与は、業績への連動性をより明確にし、業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とし、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて決定する。会社業績については、各事業年度の業務執行の成果をよりよく反映するとの判断から経常利益を主な指標とし、経常利益の伸び率や目標値への達成度を勘案し、個人の役位、職責に応じた報酬額を定め、最終的な報酬額は各取締役の経営への貢献度の評価を加味し決定する。役位、職責の違いによる支給割合については、当社の事業特性及び同業他社の支給割合等を勘案し決定する。

非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、株主との価値共有を進めると共に取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、各取締役に一律の金銭報酬債権を支給する。なお、支給額は、前年度の代表取締役社長の(第62期からは前年度の代表取締役社長執行役員)の総報酬を基準に算定するものとし、具体的な基準については、当社の事業特性及び同業他社の支給割合等を勘案し決定する。

賞与並びに譲渡制限付株式の対象となる金銭報酬債権はそれぞれ毎年一定の時期に支給する。

(d) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬水準及び種類別の報酬割合については、当社の事業特性及び同業他社の支給割合等を勘案し、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会((e)の委任を受けた代表取締役社長執行役員)は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員がその具体的内容の一部について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に諮問を行い、その答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長執行役員は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

なお、上記基本方針改定に伴い、ストックオプション制度は、新規の付与を取りやめております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		基本報酬	業績連動 報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	1,188 (51)	211 (51)	918 (—)	57 (—)	10 (5)
監査役 (うち社外監査役)	46 (21)	46 (21)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	1,234 (72)	258 (72)	918 (—)	57 (—)	13 (7)

(注) 1. 報酬等の総額には、以下のものが含まれております。

2023年9月27日開催予定の第61期定時株主総会に付議いたします役員賞与

取締役(社外取締役を除く。2022年9月28日をもって任期満了により退任した取締役2名を含む。)5名 906百万円

2. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年9月28日開催の第53期定時株主総会において年額400百万円以内(うち社外取締役60百万円以内)として決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち社外取締役3名)です。この金額には賞与及び譲渡制限付株式報酬は含まれておりません。

また、取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の限度額は、2021年9月28日開催の第59期定時株主総会において上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、年額300百万円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限を30,000株として決議されております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。

監査役の報酬限度額は、2016年9月28日開催の第54期定時株主総会において年額60百万円以内として決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。この金額には賞与は含まれておりません。

3. 業績連動報酬等について

業績連動報酬である賞与につきましては、業績への連動性をより明確にし、業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて決定します。具体的には、取締役毎に以下の方法により算定しています。

$$\text{「業績連動報酬額} = \text{役位毎の基準額} \times \text{全社業績係数} \times \text{個人評価係数} \text{」}$$

役位別の基準額は、当社の事業特性及び同業他社等の割合を勘案し決定しております。

全社業績係数は、当期の業務執行の成果をよりよく反映するとの判断から経常利益を主な指標とし、具体的には算定しております。なお、第61期の全社業績係数は2.00でした。

個人評価係数については、短期並びに中長期の会社への貢献度により、0.0から2.0までの範囲で個人別に算定しております。

4. 譲渡制限付株式報酬について

株主との価値共有を進めると共に取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、各取締役（社外取締役を除く）に一律の金銭報酬債権を支給しています。支給額は、前年度の代表取締役社長執行役員（社外取締役を除く）の総報酬を基準に算定し、具体的な基準については、当社の事業特性及び同業他社の支給割合等を勘案し決定しています。

5. 取締役の個人別の報酬等の委任（再一任）に関する事項

取締役会は、代表取締役社長執行役員岡林理に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会はその妥当性について確認しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役(3名)及び社外監査役(2名)は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、社外取締役及び社外監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社に属する役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の、会社の役員としての業務上の行為又は不作為に起因して保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求をされた場合それによって役員が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用)及び損害賠償請求がされる恐れがある状況が発生した場合、被保険者である役員が損害賠償請求に対応するために要する費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、公序良俗に反する以下の行為に基づく損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

- ①役員が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ②役員が犯罪行為、又は役員が違法であることを認識しながら行った行為
- ③役員に報酬又は賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ④役員が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ⑤違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 社外取締役三原康司氏は、早稲田大学理工学術院の教授を兼任しており、学校法人早稲田大学と当社の間には当社製品に関する取引関係があります。社外取締役上出邦郎氏は、日本電子株式会社の顧問を兼任しており、同社と当社の間には当社製品に関する取引があります。社外取締役岩田宜子氏は、SMC株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、同社と当社間に取引等の特別の関係はありません。同氏が取締役会長を務めるジェイ・ユース・アイアール株式会社と当社の間にはシンポジウムに関する取引があります。社外監査役石黒美幸氏及び社外監査役出雲栄一氏は、株式会社ベネッセホールディングスの社外監査役を兼任しておりますが、同社と当社間に取引等の特別の関係はありません。社外監査役石黒美幸氏は、野村ホールディングス株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、同社と当社間に取引等の特別の関係はありません。社外監査役石黒美幸氏及び同氏が所属する長島・大野・常松法律事務所と当社間に顧問契約等の特別の関係はありません。社外監査役出雲栄一氏は、株式会社鳥居薬品の社外監査役を兼任しておりますが、同社と当社間に取引等の特別の関係はありません。また社外監査役出雲栄一氏及び同氏が所属する出雲公認会計士事務所と当社間に顧問契約等の特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 三原 康司	<p>当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、主に事業法人において企画管理・工場オペレーションなどに従事され、現在は経営システム工学分野の教育に携わられている知識と経験に基づき積極的に意見を述べ監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の議長として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役 上出 邦郎	<p>当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、主に事業法人において半導体事業に長らく従事され、同業界に精通する見識と経験、台湾や中国での海外事業法人の経営経験に基づき積極的に意見を述べ監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された6回の委員会全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 岩田 宜子	<p>当事業年度に開催された13回の取締役会中、就任以降に開催された10回の取締役会全てに出席し、主にコーポレートガバナンス及びIRのコンサルティングにおいて長らく従事され、深い知見、豊富な国際経験、並びに経営者としての経験に基づき積極的に意見を述べ監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された6回の委員会中、就任以降に開催された3回の委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外監査役 石黒 美幸	<p>当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、取締役の業務執行を監査すると共に、弁護士としての専門的見地から適宜意見を述べております。また、当事業年度に開催された15回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する事項の審議・協議等を行っております。</p>
社外監査役 出雲 栄一	<p>当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、取締役の業務執行を監査すると共に、公認会計士としての専門的見地から適宜意見を述べております。また、当事業年度に開催された15回の監査役会全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する事項の審議・協議等を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額(百万円)
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務についての報酬等の額	33
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	33

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から提示を受けた監査計画における監査時間・配員等の見積りの算出根拠、従前の事業年度における業務執行状況と報酬実績の比較推移等を確認し、その相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるLasertec Korea Corp.、Lasertec Taiwan, Inc.、Lasertec China Co., Ltd.及びLasertec Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	[231,090]	【流動負債】	[161,438]
現金及び預金	29,773	買掛金	17,034
受取手形、売掛金及び契約資産	21,611	短期借入金	5,000
仕掛品	131,056	未払法人税等	15,867
原材料及び貯蔵品	21,017	前受金	95,155
未収入金	19,640	繰延収益	6,168
その他	8,029	賞与引当金	237
貸倒引当金	△38	役員賞与引当金	906
		有償支給取引に係る負債	15,458
【固定資産】	[40,484]	その他	5,609
有形固定資産	(28,424)	【固定負債】	[993]
建物及び構築物	10,824	退職給付に係る負債	455
機械装置及び運搬具	3,468	株式給付引当金	267
工具、器具及び備品	834	資産除去債務	224
リース資産	37	その他	46
土地	13,146	負債合計	162,432
建設仮勘定	113	純 資 産 の 部	
無形固定資産	(6,164)	【株主資本】	[106,712]
投資その他の資産	(5,895)	資本金	931
投資有価証券	1,625	資本剰余金	1,207
退職給付に係る資産	56	利益剰余金	105,551
繰延税金資産	3,892	自己株式	△977
その他	320	【その他の包括利益累計額】	[2,409]
資産合計	271,574	その他有価証券評価差額金	1,041
		為替換算調整勘定	1,369
		退職給付に係る調整累計額	△1
		【新株予約権】	[21]
		純資産合計	109,142
		負債及び純資産合計	271,574

連結損益計算書

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		152,832
売 上 原 価		68,817
売 上 総 利 益		84,014
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,726
営 業 利 益		62,287
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25	
受 取 配 当 金	30	
為 替 差 益	1,333	
そ の 他	20	1,409
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27	
そ の 他	0	28
経 常 利 益		63,668
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		63,668
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20,096	
法 人 税 等 調 整 額	△2,591	17,504
当 期 純 利 益		46,164
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		46,164

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	931	1,156	70,031	△977	71,142
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△10,551		△10,551
親会社株主に帰属する当期純利益			46,164		46,164
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		50		0	51
連結範囲の変動			△93		△93
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	50	35,519	△0	35,569
当連結会計年度末残高	931	1,207	105,551	△977	106,712

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	570	1,013	—	1,583	21	72,747
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△10,551
親会社株主に帰属する当期純利益						46,164
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						51
連結範囲の変動						△93
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	471	355	△1	825	—	825
連結会計年度中の変動額合計	471	355	△1	825	—	36,395
当連結会計年度末残高	1,041	1,369	△1	2,409	21	109,142

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	[222,118]	【流動負債】	[159,066]
現金及び預金	24,133	買掛金	19,425
受取手形、売掛金及び契約資産	23,131	短期借入金	5,000
仕掛品	132,315	未払法人税等	15,137
原材料及び貯蔵品	18,014	前受金	92,054
未収入金	19,492	繰延収益	6,137
その他	5,057	賞与引当金	237
貸倒引当金	△28	役員賞与引当金	906
【固定資産】	[39,311]	有償支給取引に係る負債	15,458
有形固定資産	(28,156)	その他	4,708
建物	10,490	【固定負債】	[872]
構築物	198	退職給付引当金	452
機械装置及び運搬具	3,468	株式給付引当金	153
工具、器具及び備品	705	資産除去債務	219
リース資産	37	その他	46
土地	13,146	負債合計	159,939
建設仮勘定	109	純 資 産 の 部	
無形固定資産	(6,162)	【株主資本】	[100,426]
投資その他の資産	(4,991)	資本金	(931)
投資有価証券	1,625	資本剰余金	(1,207)
関係会社株式	155	資本準備金	1,080
繰延税金資産	3,005	その他資本剰余金	126
その他	205	利益剰余金	(99,265)
資産合計	261,429	利益準備金	159
		その他利益剰余金	99,106
		別途積立金	9,212
		繰越利益剰余金	89,894
		自己株式	(△977)
		【評価・換算差額等】	[1,041]
		その他有価証券評価差額金	1,041
		【新株予約権】	[21]
		純資産合計	101,489
		負債及び純資産合計	261,429

損 益 計 算 書

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		145,947
売 上 原 価		68,175
売 上 総 利 益		77,771
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,610
営 業 利 益		57,161
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	2,030	
為 替 差 益	2,914	
そ の 他	15	4,964
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27	
そ の 他	0	28
経 常 利 益		62,098
税 引 前 当 期 純 利 益		62,098
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18,229	
法 人 税 等 調 整 額	△1,474	16,755
当 期 純 利 益		45,343

株主資本等変動計算書

(自 2022年7月1日)
至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	931	1,080	76	1,156	159	9,212	55,102	64,474
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△10,551	△10,551
当期純利益							45,343	45,343
自己株式の取得								
自己株式の処分			50	50				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	50	50	—	—	34,791	34,791
当 期 末 残 高	931	1,080	126	1,207	159	9,212	89,894	99,265

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当 期 首 残 高	△977	65,584	570	21	66,176
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△10,551			△10,551
当期純利益		45,343			45,343
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	0	51			51
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			471	—	471
当期変動額合計	△0	34,842	471	—	35,313
当 期 末 残 高	△977	100,426	1,041	21	101,489

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月3日

レーザーテック株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千代田 義 央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 保 智 巳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、レーザーテック株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レーザーテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月3日

レーザーテック株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千代田 義 央

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 保 智 巳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、レーザーテック株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月7日

レーザーテック株式会社 監査役会

常勤監査役	浅見公一	⑩
社外監査役	石黒美幸	⑩
社外監査役	出雲栄一	⑩

以上

第61期定時株主総会議案内容 (株主総会参考書類)

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、連結での配当性向35%を目安として、業績に応じた弾力的な配当の実施を利益配当の基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金128円
総額11,543,527,168円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づき、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、定款第13条第2項を追加するものであります。

当社といたしましては、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款の変更を行うものであります。

なお、当社は、2023年6月22日をもって本定款一部変更に必要な産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第66条第1項に基づく経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
(招 集) 第13条 (条文省略) (新設)	(招 集) 第13条 (現行どおり) <u>2. 当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。今般経営体制の強化のため3名を増員いたしますことから、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位	候補者属性
1	楠瀬 治彦 <small>くすのせ はる ひこ</small>	男性	取締役・会長 執行役員	再任
2	岡林 理 <small>おかばやし おさむ</small>	男性	代表取締役・ 社長執行役員	再任
3	森泉 幸一 <small>もり いずみ こう いち</small>	男性	取締役・専務 執行役員	再任
4	仙洞田 哲也 <small>せんどうだ てつ や</small>	男性	執行役員	新任
5	三澤 祐太郎 <small>み さわ ゆう たろう</small>	男性	執行役員	新任
6	田島 敦 <small>た じま あつし</small>	男性	執行役員	新任
7	三原 康司 <small>み はら こう じ</small>	男性	社外取締役	再任 社外 独立
8	上出 邦郎 <small>かみ で くに お</small>	男性	社外取締役	再任 社外 独立
9	岩田 宜子 <small>いわ た よし こ</small>	女性	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	<small>くすの　せ　はる　ひこ</small> 楠瀬治彦 (1958年10月26日)	1995年4月 当社入社 1998年1月 技術二部長 2001年3月 技術二部ゼネラルマネージャー 2001年9月 取締役 2003年9月 常務取締役 2003年9月 研究開発部ゼネラルマネージャー 2005年7月 技術業務推進室長 2006年7月 第一事業部長兼半導体第一部長 2007年9月 取締役兼常務執行役員 2009年7月 技術本部長(現任) 2009年9月 代表取締役副社長 2014年7月 マーケティング部長 2014年12月 先端開発室長 2021年8月 取締役会長 2022年9月 取締役・会長執行役員(現任) (担当) 技術本部、人事総務部、先端開発室、生産管理部 (重要な兼職の状況) Lasertec U.S.A., Inc. 取締役 Lasertec Korea Corporation 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事 Lasertec China Co., Ltd. 董事 Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役 (選任の理由) 楠瀬治彦氏は、当社入社以来、技術開発業務に従事し、部門長を経て、2001年9月に取締役に就任しています。取締役就任後は、経営全般に関する知見を広め、2009年9月に代表取締役副社長、2021年8月に取締役会長に就任し、技術開発や生産基盤の強化に取り組んでおります。同氏の豊富な経験や見識は、当社グループのさらなる持続的成長に資するものと期待されるため、引き続き取締役候補者となりました。	81,605株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
2	<p data-bbox="191 571 376 647"> <small>おか</small> <small>ぼやし</small> <small>おさむ</small> 岡 林 理 (1958年5月16日) </p>	<p data-bbox="398 198 869 505"> 2001年7月 当社入社 2002年1月 営業部ゼネラルマネージャー 2003年9月 取締役 2005年3月 Lasertec U.S.A., Inc. 社長 2005年9月 常務取締役 2005年9月 Lasertec Korea Corporation 代表理事 2006年7月 営業本部長 2007年9月 代表取締役兼常務執行役員 2008年1月 代表取締役副社長 2009年7月 代表取締役社長 2022年9月 代表取締役・社長執行役員(現任) </p> <p data-bbox="398 545 736 621"> (担当) 監査室、安全保障企画室、品質保証室 (重要な兼職の状況) </p> <p data-bbox="398 632 748 795"> Lasertec U.S.A., Inc. 取締役 Lasertec Korea Corporation 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事 Lasertec China Co., Ltd. 董事 Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役 (選任の理由) </p> <p data-bbox="398 805 880 1025"> 岡林理氏は、当社入社以来、営業業務に従事し、部門長を経て、2003年9月に取締役に就任しています。取締役就任後は、経営全般に関する知見を広め、2009年7月に代表取締役社長に就任し、強いリーダーシップのもと経営改革を推進しております。同氏の豊富な経験や見識は、当社グループのさらなる持続的成長に資するものと期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。 </p>	81,605株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	<p>もり いずみ こう いち 森 泉 幸 一 (1960年2月13日)</p>	<p>2004年5月 当社入社 2006年7月 第三事業部F P D第二部長 2007年9月 第二事業部第二部シニアエンジニア 2009年2月 第一事業部半導体第二部長 2009年7月 技術二部長 2012年7月 第三営業部長 2012年9月 取締役 2013年7月 第3ソリューションセールス部長 2016年7月 営業本部長 (現任) 2019年7月 第2ソリューションセールス部長 2020年1月 Lasertec Taiwan, Inc. 董事長 (現任) Lasertec China Co., Ltd. 董事長 (現任) 2020年7月 常務取締役 2021年8月 専務取締役 2022年9月 取締役・専務執行役員 (現任)</p> <p>(担当) 営業本部、第2ソリューションセールス部、営業業務室</p> <p>(重要な兼職の状況) Lasertec Korea Corporation 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事長 Lasertec China Co., Ltd. 董事長</p> <p>(選任の理由) 森泉幸一氏は、当社入社以来、技術開発業務に従事し、技術部門や営業部門の部門長を経て、2012年9月に取締役に就任しています。取締役就任後は、経営全般に関する知見を広めるとともに、技術開発や営業力の強化に取り組んでおります。同氏の半導体関連装置事業やF P D関連装置事業に関する経験や見識は、当社グループのさらなる持続的成長に資するものと期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	11,005株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
4	せんどうだ てつ や 仙洞田 哲也 (1977年4月26日)	2008年1月 当社入社 2020年6月 技術本部技術二部長 2022年7月 営業本部副本部長兼技術本部技術二部長 兼営業本部第1ソリューションセールス 部長 2022年9月 執行役員兼営業本部副本部長兼技術本部 技術二部長兼営業本部第1ソリューション セールス部長 2023年4月 執行役員兼営業本部副本部長兼営業本部 第1ソリューションセールス部長 (現 任) (担当) 営業本部、技術二部、技術四部、第1ソリューション セールス部 (選任の理由) 仙洞田哲也氏は、当社入社以来、技術開発業務に従 事し、部門長を経て、2022年9月に執行役員に就任し ています。同氏は、当社主力のマスク検査装置におけ る技術、顧客に関する豊富な知見を有しており、営業 面でも国内・海外の顧客とのコミュニケーションを深 めて参りました。これらの豊富な経験や見識により、 持続的な企業価値向上に向けたビジネスへの貢献が期 待されるため、取締役候補者といたしました。	2,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
5	<p>み さわ ゆう たろう 三 澤 祐 太 朗 (1974年1月2日)</p>	<p>2019年6月 当社入社 2020年1月 管理本部経営企画室長 2021年10月 経営企画部長 2022年9月 執行役員兼最高財務責任者 (CFO) 兼経営企画部長 2023年4月 執行役員兼最高財務責任者 (CFO) (現任)</p> <p>(担当) 企画管理部、財務経理部、関係子会社、情報セキュリティ、コンプライアンス</p> <p>(重要な兼職の状況) Lasertec US, Inc. 取締役 Lasertec Korea Corp. 理事 Lasertec Taiwan, Inc. 董事 Lasertec China Co., Ltd. 董事 Lasertec Singapore Pte. Ltd. 取締役</p> <p>(選任の理由) 三澤祐太郎氏は、当社入社以来、管理部門業務に従事し、部門長を経て、2022年9月に執行役員に就任しています。同氏は、投資家との対話を深め、事業拡大に応じた経営企画管理部門と財務経理部門の基盤整備に務めるとともに、当社グループのグローバルなガバナンスの強化に取り組んで参りました。これら豊富な経験や見識により、取締役会における質の高い議論と監督強化を通じた持続的な企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役候補者といたしました。</p>	100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
6	<p style="text-align: center;">た　　じま　　あつし 田　　島　　敦 (1978年1月11日)</p>	<p>2004年1月 当社入社 2020年2月 技術本部技術三部長 2021年11月 技術本部副本部長兼技術三部長 2022年7月 技術本部副本部長 2022年9月 執行役員兼技術本部副本部長 2023年4月 執行役員兼技術本部副本部長兼技術本部 技術五部長（現任）</p> <p>（担当） 技術本部 （選任の理由） 田島敦氏は、当社入社以来、技術開発業務に従事し、部門長を経て、2022年9月に執行役員に就任しています。同氏は、当社の技術を広範にカバーする豊富な知見と判断力、ならびに新規事業分野における経験と知見を有しています。これら豊富な経験や見識により、持続的な企業価値向上に向けた技術開発強化と事業開拓への貢献が期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>	8,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
7	み はら こう じ 三原 康 司 (1958年12月4日) 社外取締役候補者	1985年4月 ソニー(株) (現ソニーグループ(株)) 入社 2005年6月 (株)ミナーージュ 代表取締役 (現任) 2012年4月 静岡理工科大学総合情報学部 准教授 名古屋商科大学大学院 客員教授 2017年4月 千葉工業大学社会システム科学部経営情報科学科教授 2020年4月 早稲田大学理工学術院教授 (現任) 2020年9月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 早稲田大学理工学術院教授 (選任の理由および期待される役割の概要) 三原康司氏は、事業法人にて長く企画管理・工場オペレーションなどに従事され、現在は経営システム工学分野の教育に携わられており、その幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏には、アカデミアにおける専門的な見識と事業法人の経験に基づく客観的な視点から、経営に資する意見を述べていただくことで、経営の監督機能強化および取締役会の活性化に資する役割を期待しております。	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
8	<p>かみ で くに お 上 出 邦 郎 (1949年6月28日) 社外取締役候補者</p>	<p>1973年4月 日本電子(株)入社 1998年12月 同社半導体事業本部 半導体・エレクトロニクス営業本部 部長 2001年4月 同社半導体事業本部 半導体・エレクトロニクス営業本部 本部長 2006年6月 同社執行役員 2011年6月 同社顧問(半導体関連) 兼 捷歐股份有限公司(台湾) 董事長、捷伊欧半导体贸易有限公司(中国) 董事長 2019年6月 同社顧問(半導体関連) 兼 捷歐股份有限公司(台湾) 顧問(現任) 2021年9月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本電子株式会社顧問(半導体関連) 兼 捷歐股份有限公司(台湾) 顧問</p> <p>(選任の理由および期待される役割の概要) 上出邦郎氏は、事業法人において長年半導体事業に従事され、同業界に精通する見識と経験、台湾や中国での海外事業法人の経営経験を有しており、その高い見識と豊富な経験を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、半導体事業で培われた豊富な見識と経験に基づく有益な助言および提言を述べていただくことで、経営の監督機能強化および当社事業強化に資する役割を期待しております。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
9	いわ た よし こ 岩 田 宜 子 (1956年7月15日) 社外取締役候補者	1979年4月 バンク・オブ・アメリカ東京支店 入社 1989年6月 ビザ・インターナショナル 入社 1992年1月 デュー・ロジャースン・ジャパン 入社 1994年11月 テクニメトリックス(現トムソン・ファイナンシャル) 東京支社 入社 2001年2月 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 入社 2001年5月 同社 代表取締役 2014年11月 ヤマト インターナショナル株式会社 社外取締役 2021年6月 SMC株式会社 社外取締役(現任) 2021年6月 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 社外取締役 2022年9月 当社社外取締役(現任) 2023年4月 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 取締役会長 SMC株式会社 社外取締役 (選任の理由および期待される役割の概要) 岩田宜子氏は、コーポレートガバナンスおよびIRのコンサルティングに長らく従事して培われた深い知見、豊富な国際経験、ならびに経営者としての経験と見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、中立かつ客観的な立場からコーポレートガバナンスおよび国内外の投資家との対話に関して、専門的知見に基づいた助言と意見をいただくことで、経営の監督機能の強化と透明性の向上に資する役割を期待しております。	0株

(注) 1. 「所有する当社株式の数」は、2023年6月30日現在の所有株式数を記載しております。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 三原康司、上出邦郎および岩田宜子の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 三原康司氏が在籍していた現ソニーグループ株式会社、岩田宜子氏が在籍していたバンク・オブ・アメリカ東京支店、ビザ・インターナショナル、デュー・ロジャースン・ジャパンおよび現トムソン・ファイナンシャル東京支社と当社との間には、それぞれ、直近3事業年度にわたり取引はありません。三原康司氏が代表取締役を務める株式会社ミナーージュと当社の間には取引はありません。同氏が教授を務める学校法人早稲田大学と当社の間には当社製品に関する取引がありますが、第59期、第60期および第61期における同校に対する売上額が当社売上額に占

める割合は、それぞれ0.01%未満と僅少であります。上出邦郎氏が顧問を務める日本電子株式会社と当社の間には当社製品に関する取引がありますが、第59期、第60期および第61期における同社に対する売上額が当社売上額に占める割合は、それぞれ0.03%以下、0.66%以下、0.03%以下と僅少であります。岩田宜子氏が社外取締役を務めた株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構およびヤマト インターナショナル株式会社ならびに同氏が社外取締役を務める SMC 株式会社と当社の間には、それぞれ、直近3事業年度にわたり取引はありません。同氏が取締役会長を務めるジェイ・ユールス・アイアール株式会社と当社の間にはシンポジウムに関する取引がありますが、同社に対する支払額は3,300円と僅少であります。また、ジェイ・ユールス・アイアール株式会社の親会社である三井住友信託銀行株式会社に対しては、当社は証券代行業務を委託しておりますが、第61期における同社に対する支払額が当社支払額に占める割合は、0.01%未満と僅少であります。

- (2) 三原康司、上出邦郎および岩田宜子の各氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって三原康司氏は3年、上出邦郎氏は2年、岩田宜子氏は1年となります。
 - (3) 当社は、三原康司、上出邦郎および岩田宜子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。本議案が承認可決され、各氏が再任された場合、当該届出を継続する予定であります。
 - (4) 当社は、三原康司、上出邦郎および岩田宜子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決され、各氏が再任された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社の役員としての業務上の行為または不作為に起因して保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求をされた場合それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）および損害賠償請求がされる恐れがある状況が発生した場合、被保険者である役員が損害賠償請求に対応するために要する費用を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、一定の公序良俗に反する行為に基づく損害賠償請求の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第3号議案を可決承認いただいた場合（取締役・監査役全体）の当社役員のスキル・マトリックス

当社は、経営戦略に照らして、取締役および監査役が備えるべき知識・経験・能力を「企業経営」「研究開発・製造」「営業」「グローバルビジネス」「人的資本・サステナビリティ」「財務・会計」「法務・リスクマネジメント」と定めております。これらの知識・経験・能力について、各取締役および監査役に対して特に期待する分野は下表のとおりです。なお、この表は取締役および監査役が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

		企業経営	研究開発・製造	営業	グローバルビジネス	人的資本・サステナビリティ	財務・会計	法務・リスクマネジメント
取締役	楠瀬 治彦	●	●		●	●		
	岡林 理	●		●	●		●	
	森泉 幸一		●	●	●			
	仙洞田 哲也		●	●	●			
	三澤 祐太郎					●	●	●
	田島 敦		●		●			
	三原 康司 ¹	●	●		●	●		
	上出 邦郎 ¹			●	●			
岩田 宣子 ¹	●			●	●	●		
監査役	浅見 公一	●		●				●
	石黒 美幸 ²					●		●
	出雲 栄一 ²						●	●

1. 独立社外取締役 2. 独立社外監査役

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役3名（社外取締役を除く）および2022年9月28日をもって取締役を任期満了により退任した2名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与を総額906,375,000円支給することといたしたいと存じます。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告19ページに記載のとおりであります。

本議案は、会社業績や各取締役の担当事業の業績を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社は、2021年9月28日開催の当社第59期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に對し、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することならびに本制度に基づき、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額300百万円以内として設定すること、対象取締役に對して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は30,000株を上限とすることおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任するまでの間とすること等につき、ご承認をいただいておりますが、2022年8月5日開催の当社取締役会において決議された執行役員制度の導入に伴い、対象取締役がその退任後も執行役員である間は引き続き譲渡制限付株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆さまとの価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、対象取締役が交付を受ける譲渡制限付株式にかかる譲渡制限期間について、譲渡制限付株式の払込期日から当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任するまでの間に改定することといたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴い、譲渡制限の解除および退任時の取扱い等についても、必要な修正を加えることといたしますが、対象取締役に對し支給する金銭報酬債権の総額および対象取締役に對し割り当てる譲渡制限付株式の総数その他下記の事項以外の対象取締役に對する事項について変更はございません（下線部が変更箇所です。）。なお、下記の改定につきましては、今後割り当てる譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に割当済みの譲渡制限付株式に関して改定を行うものではございません。

当社は、2021年7月26日および2022年9月28日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等を定めており、その概要は事業報告19ページに記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであり、また、上記目的に沿い、相当なものであると判断しております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の報酬等にかかる対象取締役は6名となります。

記

1. 改定後の対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認め理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

